



山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備に係る財政措置について

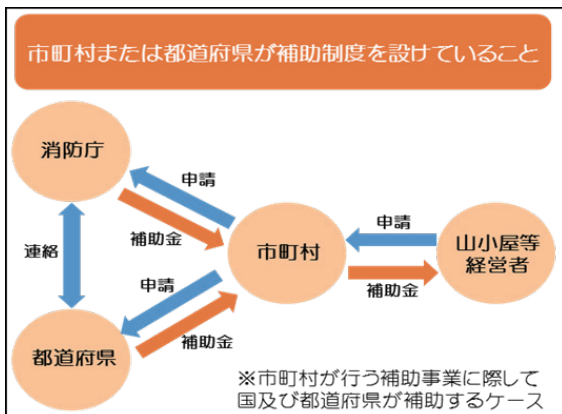
防災課

1 はじめに

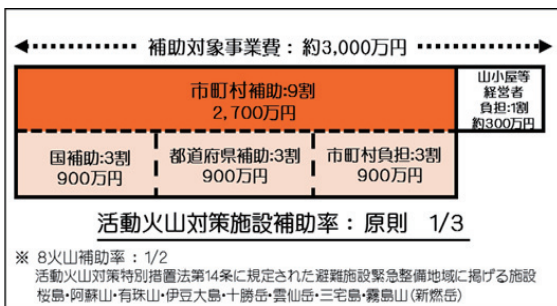
消防庁では、地方公共団体が行う活動火山対策避難施設の整備について、「消防防災施設整備費補助金」及び「緊急防災・減災事業債」の対象とし、設置・改修等を促進してきたところですが、平成30年度から、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、財政措置を拡充しました。

具体的には、民間事業者が整備する活動火山対策特別措置法第6条第1項第3号に掲げる避難施設（火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者が利用するものに限る。）について、地方公共団体が民間事業者に補助する場合に係る経費を補助対象に追加しました。（図1、2）。

（図1） 仕組み



（図2） 市町村の補助金に対して国、都道府県が補助する例



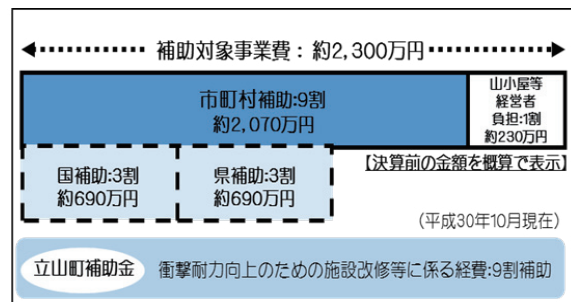
2 活用事例の紹介

富山県立山町の雷鳥荘では、本制度を活用し、屋根床上にアラミド繊維を敷設する噴石対策を行い、その直下にある休憩室、事務室、食堂を突発的な噴火に遭遇した登山客等が身を隠すことができる避難場所としました（図3、4）。

（図3） 噴石対策イメージ



（図4） 立山町の補助金に対して国、富山県が補助した事例



3 おわりに

火山所在自治体への積極的な情報提供、助言等を行い、本制度を活用した積極的な活動火山対策避難施設の整備を促進してまいります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525